

別紙

国官技第208号  
国営計第84号  
平成27年 1月 8日

北海道開発局	事業振興部長	殿
北海道開発局	営繕部長	殿
各地方整備局	企画部長	殿
各地方整備局	営繕部長	殿

大臣官房

技術調査課長

官庁営繕部計画課長

(公印省略)

#### 建設業法に基づく技術検定合格者の確認について

これまで、建設業法第27条第1項に規定する技術検定に合格した者の確認については、同条第3項に規定する国土交通大臣が交付する合格証明書をもって確認してきたところです。

今般、試験制度運用の適正化を図る観点から、平成27年度試験より技術検定の受検に必要な実務経験年数の計算基準日に変更されることを踏まえ、技術検定の合格後、合格証明書の受領までの期間は、技術検定に合格した者の確認については、指定試験機関が通知する合格通知書の確認で足りるものとするので、発注関係事務の執行にあたっては、遺漏なきよう対応願います。

なお、合格通知書は、合格証明書発行までの暫定的な確認手段として用いることとし、合格証明書受領にあたって十分な期間（例えば、合格通知書の交付日より半年程度）が経過した後においては、合格証明書で合格の確認を行うことを原則としていますので留意願います。